

防府市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

平成18年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項及び防府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年防府市規則第1号（以下「規則」という。））第15条の規定に基づき、防府市国民健康保険の一部負担金（高額療養費に該当する場合は自己負担限度額をいう。以下同じ。）の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 世帯 防府市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）であつて、同一の住居に居住し生計を一にしている者から構成される世帯（擬制世帯主を含む。）をいう。ただし、居住を一にしていない場合であっても、同一の世帯として認定することが適当である世帯の被保険者を含むものとする。
- (2) 収入月額 世帯の1月当たりの合計収入額をいい、収入の認定方法は、生活保護法による保護の実施要領（昭和36年厚生省発社第123号）に準ずる。
- (3) 基準生活費 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合計額をいう。

(減免等の条件等)

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又はその世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）が次の各号のいずれかに該当することにより、その生活が困難となった場合において必要があると認められる者に対し、一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により、死亡し、障害者となり、又は自己の所有に係る住家（自己

使用のものに限る。)及び家財(以下「住家等」という。)について損失を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業(定年退職や自発的失業を除く。)等により収入が減少したとき。

(4) 疾病、負傷により収入が減少したとき。

(5) 前各号に掲げる事由に類する理由があったとき。

2 一部負担金の減免等を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当していなければならない。

(1) 減免等の申請の日までに納期が到来した国民健康保険料を完納していること。

(2) 前号に規定する国民健康保険料について、特別な事情により未納がある場合は、未納市税等債務の承認及び納付誓約書(第1号様式)の提出により計画的な納付が見込まれること。

3 減免等の対象となる一部負担金は、被保険者の入院療養及び外来療養とする。ただし、外来療養の場合は、被保険者1人につき、同一の疾病又は負傷により同一の保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)で受けた療養にかかる一部負担金とする。

(減免)

第4条 市長は、世帯主等が前条第1項の各号のいずれかに該当することにより、生活が著しく困難となった場合は、申請により、次の基準に基づき一部負担金を減免するものとする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの

ア 災害等により住家等について損失を受けた場合において、当該損失金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)の住家等の価格に対する割合(以下「損失の割合」という。)が100分の30以上であり、かつ、当該損失を受けた日の属する年度における防府市国民健康保険条例(昭和44年防府市条例第30号)第17条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「損失前所得合算額」

という。)が600万円未満であるときは、次表の左欄に掲げる損失の割合及び当該中欄に掲げる損失前所得合算額に応じ、一部負担金の支払額に当該右欄に掲げる減免割合を乗じて得た額を減免する。なお、世帯主等が死亡、又は障害者となった場合は、一部負担金の支払いを免除する。

イ 減免の期間は、当該損失を受けた日の属する月から12月間において、1月単位の更新制により、3月を標準とし、6月を限度とする。

損失の割合	損失前所得合算額	減免割合
100分の30以上	100万円未満	100分の60
	100万円以上 200万円未満	100分の40
100分の50未満	200万円以上 300万円未満	100分の30
	300万円以上 400万円未満	100分の20
	400万円以上 600万円未満	100分の10
100分の50以上	100万円未満	100分の80
	100万円以上 200万円未満	100分の60
100分の80未満	200万円以上 300万円未満	100分の40
	300万円以上 400万円未満	100分の30
	400万円以上 600万円未満	100分の20
100分の80以上	100万円未満	100分の100
	100万円以上 200万円未満	100分の80
	200万円以上 300万円未満	100分の60
	300万円以上 400万円未満	100分の40
	400万円以上 600万円未満	100分の20

(2) 前条第1項第2号、第3号及び第4号に該当するもの

ア 世帯主等の収入が減少し、申請日の属する月から3月の収入月額の平均見込み額が申請日の属する月から前1年の収入月額の平均額を下回り、かつ、基準生活費に対する割合（以下「減免基準率」という。）が100分の120以下となる場合であって、世帯の預貯金が基準生活費の3月分以下であるときは、次表の左欄に掲げる減免基準率に応じ、一部負担金の支払額に当該右欄に掲げる減免割合を乗じて得た額を減免する。

イ 減免の期間は、申請日の属する月から12月間において、1月単位の更新制により、3月を標準とし、6月を限度とする。

減 免 基 準 率	減 免 割 合
100 分の 100 以下	100 分の 100
100 分の 100 を超えて 100 分の 110 以下	100 分の 60
100 分の 110 を超えて 100 分の 120 以下	100 分の 30

(3) 2以上の減免事項に該当するときは、減免額の大きいものについてこれを適用するものとする。

(4) 前条第1項第5号に該当するものについては、実情を調査のうえ決定する。

(徴収猶予)

第5条 市長は、世帯主等が第3条第1項の各号のいずれかに該当することにより、一時的に生活が困難（申請日の属する月における収入月額が基準生活費に100分の120を乗じて得た額を超え、100分の130を乗じて得た額以下となる場合であって、6月以内に収入や状況の改善が見込まれるとき）となった場合は、申請により、申請日の属する月から6月以内の一部負担金について、6月を限度に徴収を猶予するものとする。

(申請)

第6条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、規則第15条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、その理由を証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の証明することができる書類とは次に掲げるものとする。

- (1) 生活状況申告書（第2号様式）
- (2) 同意書（第3号様式）
- (3) 医師の診断書その他申請理由を証明する資料

(審査)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を調査し、必要があると認められるときは法第113条の規定に基づき、申請者に対して文書の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。

2 前項の調査において、申請者が非協力的又は消極的であるため事実の確認が困難なときは、申請を却下することができる。

- 3 申請の内容において医療扶助の適用を受けることができると認められる世帯については、生活保護法の適用を受けるよう指導するものとする。

(通知)

第8条 市長は、第6条の申請にかかる処分を決定したときは、規則第15条第2項に規定する通知書（以下「通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 減免等の承認を受けた世帯主等が、保険医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、通知書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提示しなければならない。

(減免等の取消)

第9条 市長は、一部負担金の減免等の決定を受けた世帯主から辞退の申し出があったとき、又は、世帯主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一部負担金の全部又は一部について、減免等を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により一部負担金の減免等を受けたとき。
(2) 資力の回復その他事情が変化したことにより一部負担金の減免等を行うことが不相当であると認められるとき。
(3) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、当該世帯主に通知するとともに、世帯主等が減免等により療養の給付を受けた保険医療機関等に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により減免等を取り消したときは、当該世帯主に取消しの日の前日までの間に当該減免等により支払を免れた額を返還させ、又は、徴収を猶予された額を徴収するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。